

浦安市内部統制基本方針

本市は、市民から信頼される行政運営や適正な職務の執行を確保するため、適切な情報開示及び組織内のチェック体制の強化を図ります。内部統制機能の充実に取り組むに当たり、内部統制に関する基本方針を定めます。

今後は、本方針における基本姿勢に沿って内部統制機能の充実を推進し、「業務の効率的かつ効果的な遂行」、「財務報告等の信頼性の確保」、「業務に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」の4つの目的を達成することにより、市民から信頼される行政運営や適正な職務の執行を確保することを目指します。

1 基本姿勢

- (1) 適正な業務執行を確保する
- (2) 組織的なチェック体制の強化と庁内における情報共有の強化を図る
- (3) 行政運営の透明性を高める

2 目的

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
職員が管理又は遂行する業務に潜むリスクやこれが及ぼす影響を認識し、その発生の回避や発生時の損失を最小化することにより、業務を滞りなく、効率的かつ効果的に遂行する体制を確保します。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
会計事務等の適正なプロセスを通じて得られる正確な情報を基に財務報告等を作成することにより、その信頼性を確保します。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
全ての職員が公務員としての立場を改めて認識し、市民の信頼の基礎となる法令等の遵守、適正な業務管理、業務遂行の徹底を図ります。
- (4) 資産の保全
税を主な財源として取得した資産及び現金等の有形資産並びに知的財産及び住民に関する情報等の無形資産について、適正な使用、管理及び処分を行い、その保全に取り組みます。

3 対象組織

内部統制の対象組織は、市長部局のほか、他の執行機関（教育委員会・選挙管理委員会・監査委員等）とし、指定管理者や受託者等も含みます。

令和5年10月16日

浦安市長 内田悦嗣